

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月17日
【事業年度】	第46期（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）
【会社名】	株式会社マルゼン
【英訳名】	MARUZEN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 恵一
【本店の所在の場所】	東京都台東区根岸二丁目19番18号
【電話番号】	03（5603）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 萬實 房男
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区根岸二丁目19番18号
【電話番号】	03（5603）7111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経理部長 萬實 房男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年5月30日に提出いたしました第46期（自平成18年3月1日 至平成19年2月28日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(4) <省略>

(5) ～(7) 記載なし

（訂正後）

(1) ～(4) <省略>

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは機動的な資本政策を遂行できるようにするためであります。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(6) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および、累積投票によらない旨を定款に定めております。